

第3条による改正

瑞穂町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

新	旧
<p>第1条から第11条 略 (虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第12条の2から第21条 略</p> <p><u>附 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第1条から第11条 略 (虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>第12条の2から第21条 略</p>